

新座市下水道事業
地方公營企業法適用基本計画（案）

平成29年3月

新座市上下水道部下水道課

目次	
第1章 はじめに	1-1
1. 本計画の目的	1-1
2. 本計画の範囲	1-1
3. 基本計画の手順と位置付け	1-1
第2章 地方公営企業法の概要と適用への流れ	2-1
1. 地方公営企業法の概要	2-1
2. 公営企業会計適用の推進	2-1
2-1 国の動向	2-1
2-2 他団体の状況	2-2
3. 公営企業会計とは	2-3
3-1 官公庁会計と公営企業会計の相違点	2-3
3-2 各種帳票に見る会計方式の違い	2-5
3-3 下水道事業における法適化の効果	2-6
4. 法適化移行業務の流れ	2-7
第3章 新座市公共下水道事業の概要	3-1
1. 新座市公共下水道事業の沿革	3-1
2. 下水道事業の整備状況	3-3
3. 組織機構	3-6
第4章 新座市公営企業会計の概要	4-1
1. 業務概要	4-1
2. 水道事業の組織	4-2
第5章 対象事業の検討	5-1
1. 下水道事業において法適化の対象となる事業	5-1
2. 法適対象事業の選定	5-2
第6章 法適用範囲の検討	6-1
1. 法適用の分類	6-1
2. 「全部適用」と「一部適用」の特徴	6-1
3. 他都市の事例	6-3
4. 法適用範囲の比較	6-7
4-1 組織全般について	6-7
4-2 法適後の事務手続きについて	6-10
4-3 法適用範囲の方針	6-14
4-4 法適用範囲	6-14
第7章 既存資料の状況の把握	7-1
1. 固定資産について	7-1

1-1	資産の分類	7-1
1-2	固定資産	7-2
1-3	下水道事業における固定資産	7-6
2.	既存資料の把握	7-8
2-1	既存資料の状況	7-8
2-2	工事台帳および設備台帳	7-9
2-3	その他の有形及び無形固定資産	7-13
2-4	下水道台帳	7-13
2-5	完成図書	7-13
2-6	受贈資産	7-13
2-7	資料の保管状況	7-15
第8章	法適用の準備体制の検討	8-1
1.	制定・改正を要する条例・規則等の把握	8-1
2.	関係部局の把握	8-3
2-1	組織・体制における主な検討事項について	8-3
2-2	出納その他の会計事務について	8-4
2-3	契約事務について	8-5
2-4	人事給与について	8-6
2-5	出納取扱金融機関等の指定と告示について	8-6
2-6	その他の協議事項	8-6
第9章	法適化計画の策定	9-1
1.	固定資産台帳への資産登録単位の検討	9-1
2.	会計システムの検討	9-3
2-1	検討の基本方針	9-3
2-2	各種システムの状況の把握	9-3
2-3	導入に向けた検討項目の整理	9-5
3.	(参考) 先行事例研究	9-7
4.	職員研修	9-8
5.	法適化に関する実施体制	9-9
6.	スケジュールの検討	9-10

第1章 はじめに

1. 本計画の目的

新座市において、下水道事業が「地方公営企業法（以下「法」という。）」の適用を受け公営企業会計へ移行するにあたり、現況を踏まえたうえで最適な法適化手法を選択し、円滑な移行が行えるよう、法適化の基本方針を作成することを目的とする。

2. 本計画の範囲

本計画は、以下に示す新座市公共下水道を対象とする。

- ◆ 新座市公共下水道
 - 荒川右岸流域関連公共下水道
 - 特定環境保全公共下水道

3. 基本計画の手順と位置付け

新座市下水道事業を地方公営企業会計方式へ移行するにあたり、移行事務手続きを円滑に進行させるための基本計画を策定するものである。

公営企業会計移行の手続きのうち、基本計画の位置づけを図 1.1 に示す。

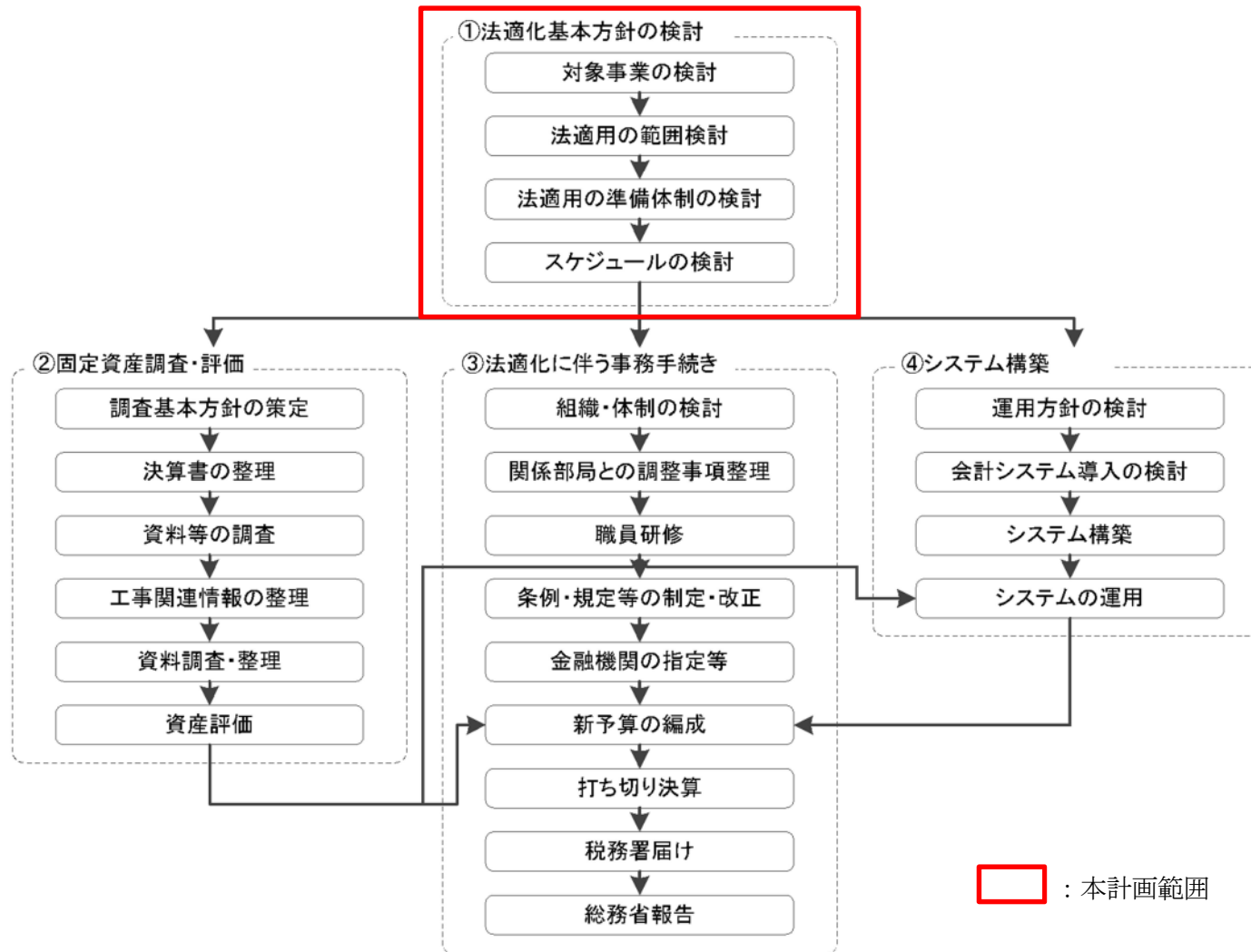


図 1.1 公営企業会計移行のフロー

第2章 地方公営企業法の概要と適用への流れ

1. 地方公営企業法の概要

地方公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業である。地方公営企業が行う事業としては上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)等がある。

地方公営企業は、提供するサービスに対して料金を徴収し、その料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としており、その経費が租税によって賄われる一般行政事務とは一線を画す。

通常、地方公共団体が行う事業は、原則として地方自治法、地方財政法、地方公務員法等の基本法が適用されるが、地方公営企業については効率的かつ効果的な運営、さらには機動的な運営を行うために、地方公営企業法が適用される。この地方公営企業法は、組織、財務、職員の身分取扱い等に対し、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例を定めたものである。

2. 公営企業会計適用の推進

2-1 国の動向

公営企業の財務においては、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、全ての事業に適用はしておらず、下水道事業や簡易水道事業等については地方公共団体が任意でその適用を決定できることとなっている(法第2条)。

地方公共団体の財政状況は、年々厳しさを増しており、行政改革や財政健全化に取り組んでいるなかで、下水道事業は、一般的に地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、経営基盤の強化が急務となっている。

現在、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金および負担金収入の減少など厳しさを増す公営企業の経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進している。

平成27年1月に総務省より正式に「公営企業会計の適用の推進について(要請)」が出されたことにより、各地方公共団体においても公営企業会計導入にむけての具体的な取組が進んでいる状況である。

表 2.1 法適用推進に関する国の動向

平成 25 年度	「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等
任意適用の事業についても公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。	
平成 26 年 6 月	「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）」閣議決定
財政マネジメント強化、PPP/PFI 推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する。	
平成 27 年 1 月	「公営企業会計の適用の推進について（要請）」総務大臣通知
計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。 ◎平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。 ◎下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。 ⇒都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口 3 万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。 ◎総務省が講じる支援措置等として、公営企業会計適用についてのマニュアル策定、地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。	

2-2 他団体の状況

平成 28 年 4 月 1 日現在における、下水道事業における公営企業会計適用の取組状況は以下のとおりである。

表 2.2 下水道事業（全団体）の公営企業会計適用の取組状況

上段：団体数

下段：割合

取組状況		適用済	取組中	検討中	検討未着手	合計（※）
埼玉県	全団体	19 30.2%	32 50.8%	4 6.3%	8 12.7%	63 100.0%
	人口 3 万人以上	18 36.7%	31 63.3%	0 0.0%	0 0.0%	49 100.0%
全国	全団体	345 20.0%	589 35.8%	304 18.5%	405 24.7%	1,643 100.0%
	人口 3 万人以上	289 35.5%	467 57.4%	50 6.1%	8 1.0%	814 100.0%

※取組状況が「その他」については、上記に含めてない。なお、流域下水道を含む。

※人口 3 万人以上は下水道事業【公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む）及び流域下水道に限る】がある団体とする。

出典：総務省報道資料「公営企業会計適用の取組状況（調査日：平成 28 年 4 月 1 日）」

3. 公営企業会計とは

3-1 官公庁会計と公営企業会計の相違点

官公庁会計は、歳入（収入）と歳出（支出）により現金収支を明確に表示することができ、予算統制に適した会計手法である。しかしながら、現金収支以外の情報である資産・負債の金額や、現金支出を伴わない減価償却費などの費用が把握できず、毎年度の適切な期間損益計算を行うことが困難である。

一方、一般的な企業では、初期投資を行った施設を利用した事業運営により、投資額を回収するとともに利益をあげ、設備の更新投資や増強を行うことで事業を継続していく。このような企業活動に伴い発生する資産、負債、資本、収益、費用の状態を把握するために適した方法が企業会計である。公営企業会計においては、公営企業の公共性を踏まえた上で企業会計の考え方を最大限取り入れており、例えば下水道施設建設に要した費用は、建設の翌年度より耐用年数にわたって期間配分されていくとともに、取得した資産に係る収益と費用が記帳される。年度ごとの財政状況や経営成績を適正に示すことができると、その分析を通じて中長期的なマネジメントが可能となる。

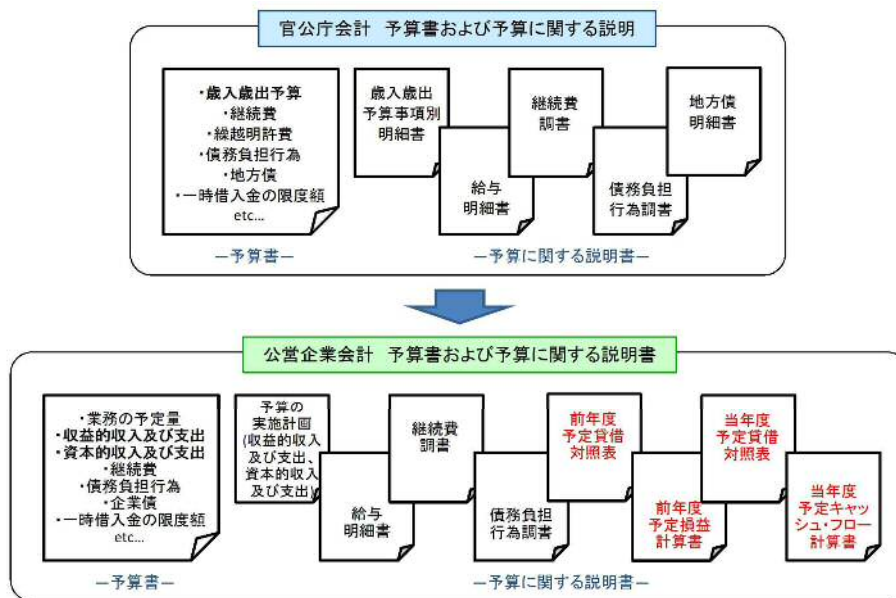
表 2.3 官公庁会計と公営企業会計の主な相違点

項目	官公庁会計	公営企業会計
経理の方法	<p>◆現金主義、単式簿記</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金の収入および支出の事実をもって取引を記録する。 例) 物品の購入⇒支出時 取引を現金収支（フロー）のみで把握する。 	<p>◆発生主義、複式簿記</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済活動の発生という事実に基づいて取引を記録する。 例) 物品の購入⇒物品の検収時 取引を資産、負債、資本、収益、費用に区分し、損益（フロー）のみならず財政状態（ストック）を把握する。
収支区分	<p>◆歳入・歳出決算</p> <p>すべての収入を歳入、すべての支出を歳出とし、これらを差し引きして剰余金を計算する。</p>	<p>◆資本的収支・収益的収支</p> <p>収入と支出を、それぞれ当年度の損益となる取引と、投下資本の増減となる取引に区分する。</p>
期間損益の計算	<p>◆なし</p> <p>年度ごとの事業実施のための支出である歳出と、その財源としての歳入が記録される。</p> <p>例えば下水道施設の建設事業費は建設年度の歳出としてのみ把握され、建設事業量によって毎年の歳出が変動する。</p>	<p>◆あり</p> <p>経営成績である損益を把握するため、年度ごとに獲得した収益に対応する費用を整理集計し、期間損益計算を行う。</p> <p>例えば下水道施設は使用開始から将来にわたり使用料（負担金）という収益を獲得するために貢献すると考えられることから、下水道施設の建設事業費は減価償却を通じて使用期間にわたり費用配分される。</p>
予算と決算の関係	<p>◆予算中心主義</p> <p>歳出抑制を目的とした予算の編成とその執行管理に重点が置かれる。決算書は予算執行の結果である。</p>	<p>◆予算と決算の両方を重視</p> <p>基本的に予算は議会の議決項目であるが、企業の判断による弾力的な変更も一部認められる。決算書は企業の財政状態・経営成績の測定結果である。</p>

3-2 各種帳票に見る会計方式の違い

図 2.1 に示すとおり、官公庁会計と公営企業会計では作成される帳票が異なる。

公営企業会計基準に基づく予算書（官公庁会計との比較）



公営企業会計基準に基づく決算書（官公庁会計との比較）

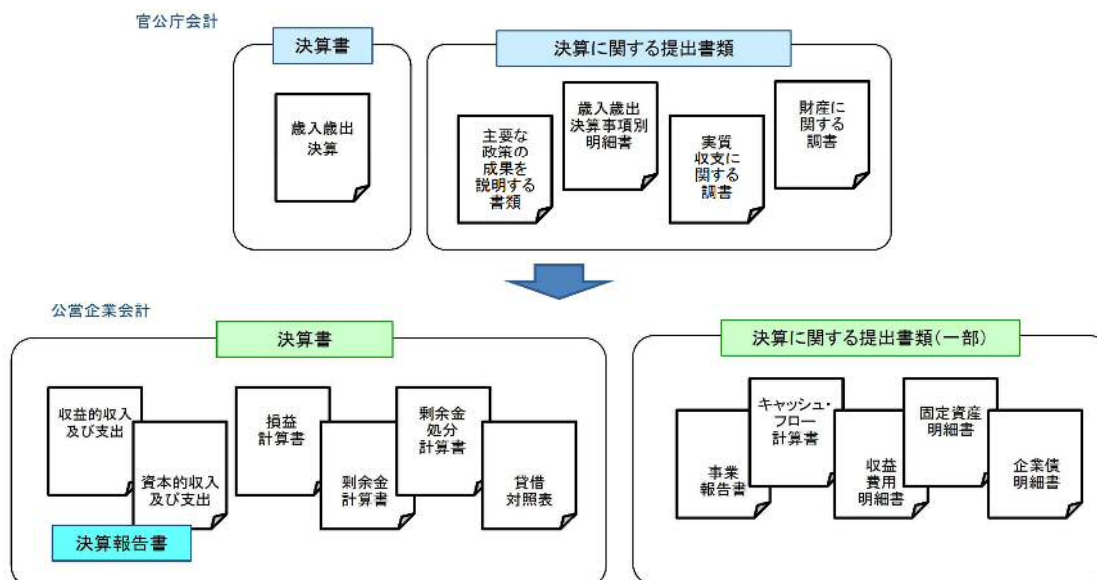


図 2.1 官公庁会計と公営企業会計における帳票の違い

公営企業会計で作成する財務書類では、事業経営に必要となる数値や指標に関してより充実した情報を得ることができる。例えば、決算および予算にて貸借対照表を作成することで、資産・負債の金額把握ができる。また発生主義で期間損益計算を行う損益計算書の作成により、

減価償却費等の現金支出を伴わない費用を含むフルコストでの年度ごとの損益を把握することができる。

また経営指標についても、これらの帳票の数値を使用することでストック情報、フルコスト情報に関する各種指標を算出することができ、財務分析の充実につながる。

3-3 下水道事業における法適化の効果

法適化によって一般的に得られると考えられるメリットは以下のとおりである。

① 経営成績や財政状態の明確化

1) 発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財政状態が明確になる。

2) 複式簿記の採用

複式簿記によって、一定期間における事業運営の成績である損益（フロー計算）と一時点における財政状況（ストック情報）を同時に表現することができる。

3) 損益取引と資本取引との区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）の区分がされていないが、公営企業会計においては区別されるため、経営成績と財政状態を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できる。

4) 決算の早期化

一般会計では決算の地方公共団体の長への提出期限は8月末であるが、公営企業会計では出納整理期間がなく、提出期限が5月末であるため決算の確定時期が早まり、前年度決算実績の当年度の事業運営への活用が容易となる。

5) 負担金対象原価の明確化

一定期間に獲得した収益及び対応する費用についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。

② 企業経営の弾力化

1) 予算の弾力条項

業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている。

2) 効率的・機動的な資産管理

企業用資産の取得および処分については、一定の要件を上回る資産について企業会計予算で定めておけば足りることとなっており、条例又は議会の議決によることを要しないこととしている。

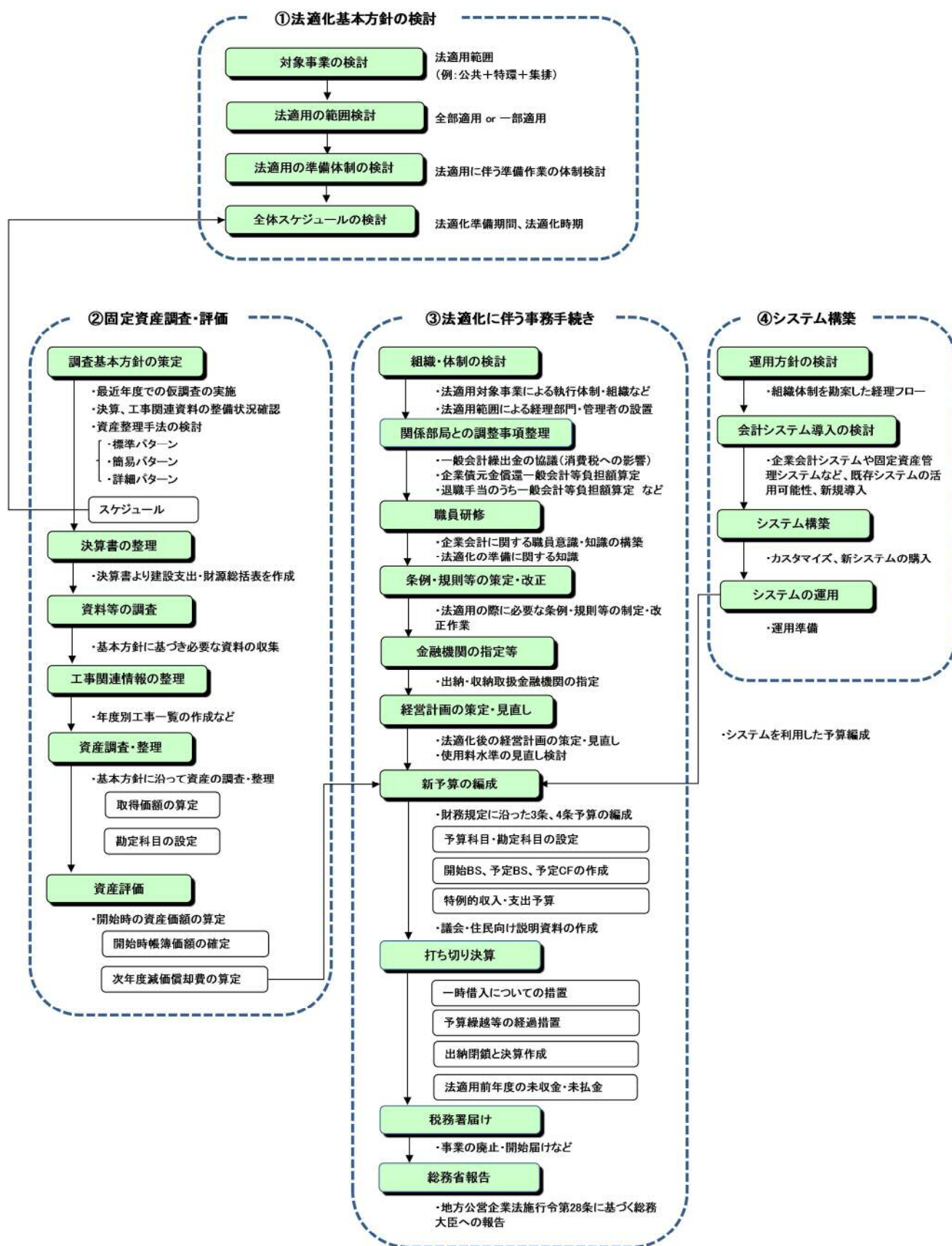
③ 職員の経営意識の向上

発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った人材が育成されることが期待される。また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、最少の経費で最大の効果の発揮を図る、経営マインドを持った人材の育成が期待される。

4. 法適化移行業務の流れ

下水道事業の法適化の準備作業として、①法適化基本方針の検討、②固定資産調査・評価、③法適化に伴う事務手続き、④システム構築の4つに作業を区分することができる。

作業フローの概要は以下のとおりである。第5章以降で具体的な検討を行う。



(参考文献: 社団法人日本下水道協会「下水道事業における企業会計導入の手引き-2015年版-」P.8を参考に作成)

図 2.2 下水道事業の法適化に係る作業フロー

第3章 新座市公共下水道事業の概要

1. 新座市公共下水道事業の沿革

新座市は、都心から 25km 圏内にあり、埼玉県最南端に位置する。首都圏のベッドタウンとして昭和 30 年後半から昭和 50 年代にかけて急激に人口が増加した。

このような人口の増加や産業の発展に対して、都市施設として下水道を整備することが都市環境の向上及び都市区域における浸水防止という役割と、更に公共用水域における水質保全の一施策として期待されるに至り、下水道の整備促進が強く望まれた。

本市の下水道は、昭和 49 年度に荒川右岸流域下水道の流域関連公共下水道として目標年次昭和 65 年（平成 2 年）、計画処理面積 1,943ha（汚水・雨水）の下水道事業に着手し、現在も鋭意事業実施中である。

なお、特定環境保全公共下水道は、市街化調整区域内の 34ha（汚水・雨水）となっている。

本市の公共下水道事業の概要を表 3.1 に整理する。

第3章 新座市公共下水道事業の概要

表 3.1 新座市公共下水道事業の概要

項目		新座市公共下水道		
		全体計画（平成27年11月変更）	事業計画（H28年9月変更）	
計画目標年次		平成36年度	平成31年度	
排除方式		分流式	同左	
汚水	計画処理面積	2,044.8ha (内、34.0haは特定環境保全 公共下水道)	1,584.3ha (内、34.0haは特定環境保全 公共下水道)	
	処理分区数	3 処理分区	同左	
	計画処理人口	145,090人	138,850人	
	計画汚水量 (日最大)	73,200m ³ /日	69,800m ³ /日	
	原単位	日平均	360 ㊦/人・日	360 ㊦/人・日
		日最大	450 ㊦/人・日	450 ㊦/人・日
		時間最大	645 ㊦/人・日	645 ㊦/人・日
	中継ポンプ場	なし	同左	
終末処理場	なし	同左		
雨水	計画処理面積	2,030.6ha (内、34.0haは特定環境保全 公共下水道)	1,434.9ha (内、34.0haは特定環境保全 公共下水道)	
	時間降雨強度	47.5mm/時	同左	
	雨水量算定式	$Q = (1/360) \cdot C \cdot I \cdot A$	同左	
	降雨確率年	3 年	同左	
	流出係数	0.55、0.60、0.65	同左	

2. 下水道事業の整備状況

本市の公共下水道事業の整備状況を以下に整理する。

表 3.2 新座市公共下水道事業の整備状況

項 目	平成 27 年度末
整備人口（汚水）	159,007 人※1
人口普及率（汚水）	94.5 %※1
処理区域内人口（汚水）	155,385 人※1
接続率（汚水）	97.7 %※1
処理区域面積	1,400.8 ha（内 34.0 ha）※2
管渠延長（汚水）	414,619 m※3
管渠延長（雨水）	295,249 m※3
マンホールポンプ（汚水）	10 箇所※3
マンホールポンプ（雨水）	3 箇所※3

※1：平成 27 年度末 公共下水道整備状況調書より

※2：（ ）は特定環境保全公共下水道の内数を示す。

※3：下水道台帳より

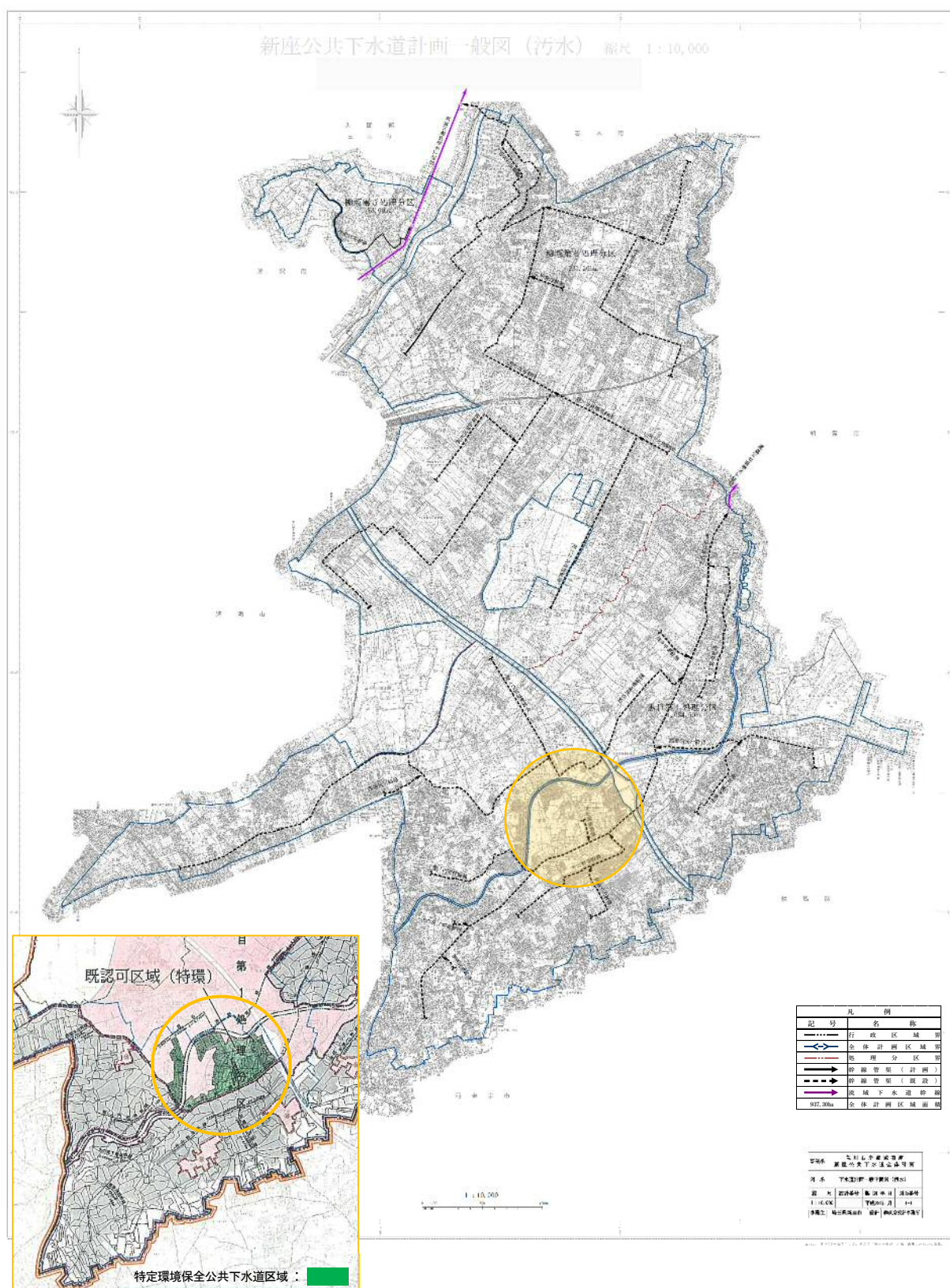


図 3.1 新座市公共下水道の計画区域図（汚水）

第3章 新座市公共下水道事業の概要

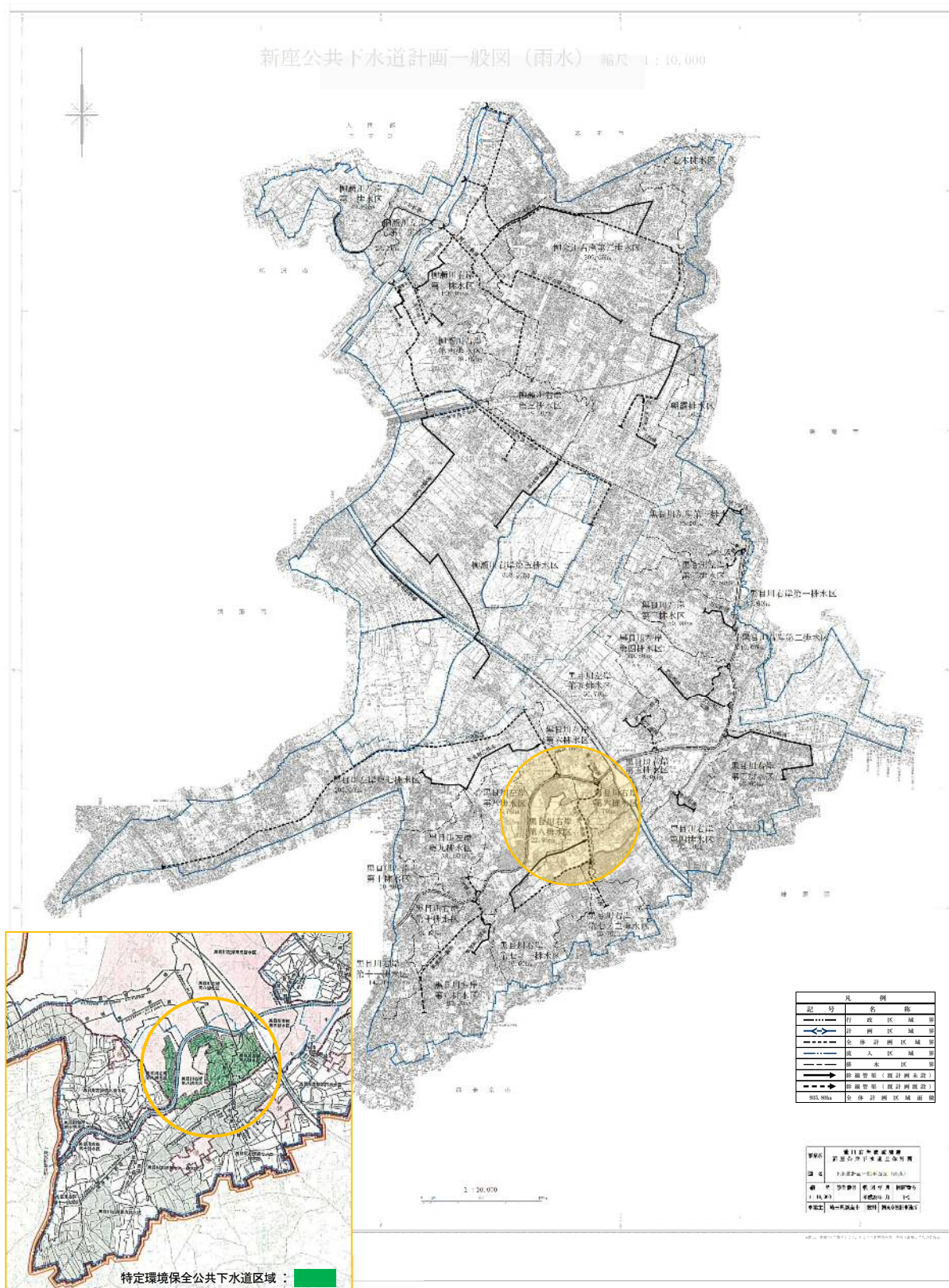
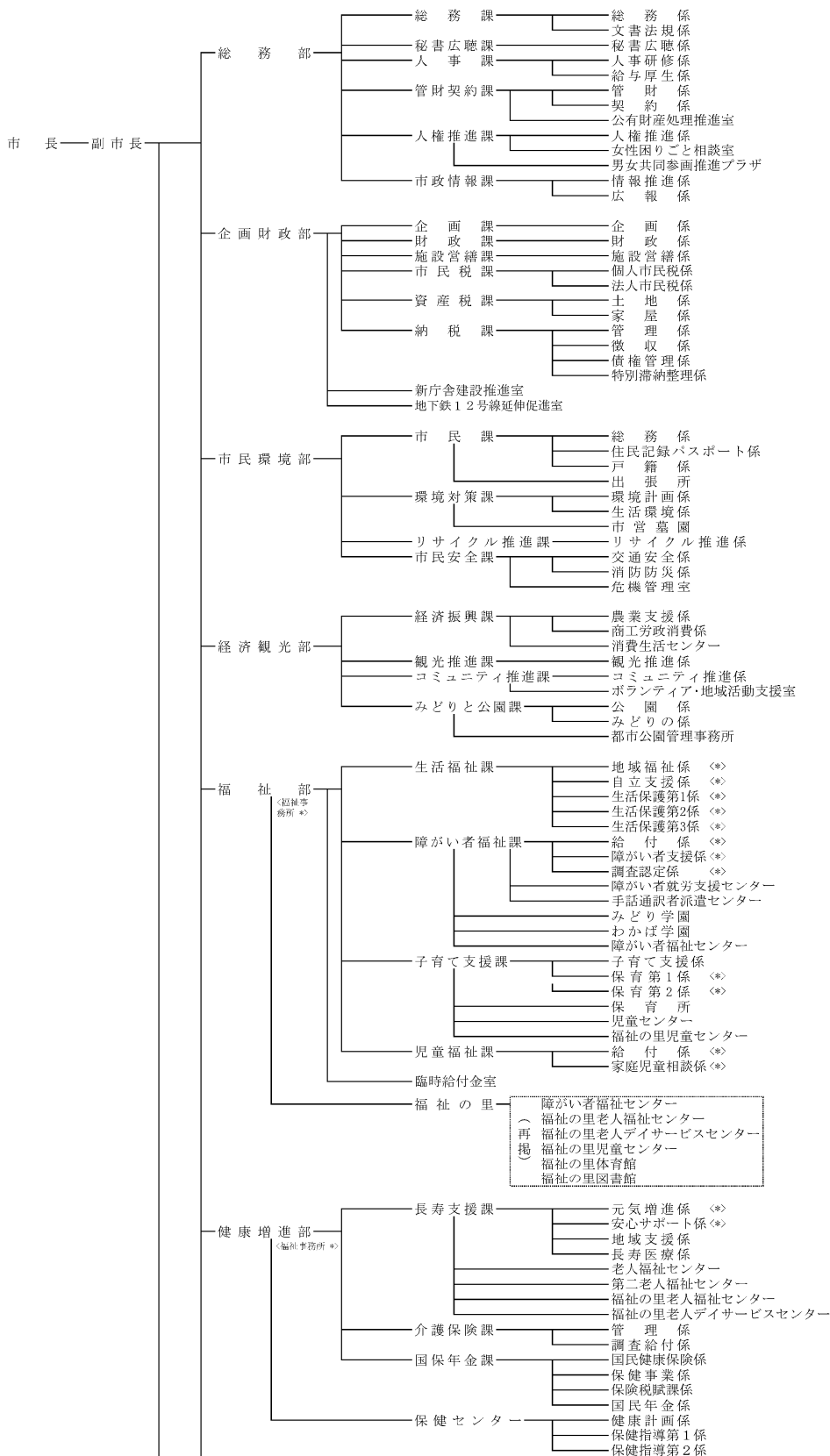


図 3.2 新座市公共下水道の計画区域図（雨水）

第3章 新座市公共下水道事業の概要

3. 組織機構

本市の現在の組織図を図 3.3 に示す。



第3章 新座市公共下水道事業の概要

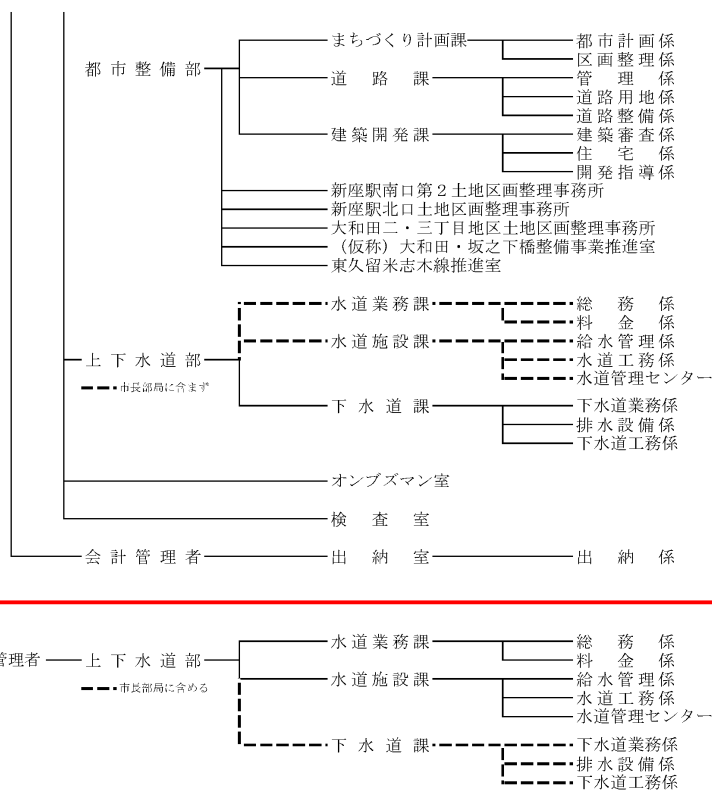


図 3.3 新座市組織図における下水道課の位置づけ

(出典：新座市ホームページ

https://www.city.niiza.lg.jp/uploaded/life/44873_81875_misc.pdf)

下水道課の組織は表 3.3 に示す通りである。

表 3.3 新座市下水道課における組織

部署名	業務内容
◆下水道業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、決算、庶務 ・ 公共下水道事業の工事事務 ・ 流域下水道との調整（負担金に関する事）
◆排水設備係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の維持管理 ・ 公共下水道の水質管理 ・ 流域下水道との調整（区域外流入に関する事）
◆下水道工務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の建設 ・ 汚水処理計画の策定 ・ 雨水処理計画の策定 ・ 流域下水道との調整（工事・許可に関する事）

第4章 新座市公営企業会計の概要**1. 業務概要**

新座市の公営企業会計を行っている事業を表4.1に示す。

表4.1 新座市の公営企業会計の業務

事業名	事業の概要
◆電気事業	該当事業なし
◆工業用水道事業	該当事業なし
◆水道事業	昭和41年に地方公営企業法が適用され、生活用水その他の浄水を市民に供給している。
◆ガス事業	該当事業なし
◆交通	該当事業なし
◆その他	該当事業なし

上記のうち、電気事業、工業用水道事業および水道事業が地方公営企業法に定められた当然適用事業であり、その他は事業体の経営判断により地方公営企業法を適用する任意適用事業である。

本市で公営企業会計を実施している事業は、平成27年度末時点で水道事業のみとなっている。

2. 水道事業の組織

本市の水道事業の組織を図4.1に示す。

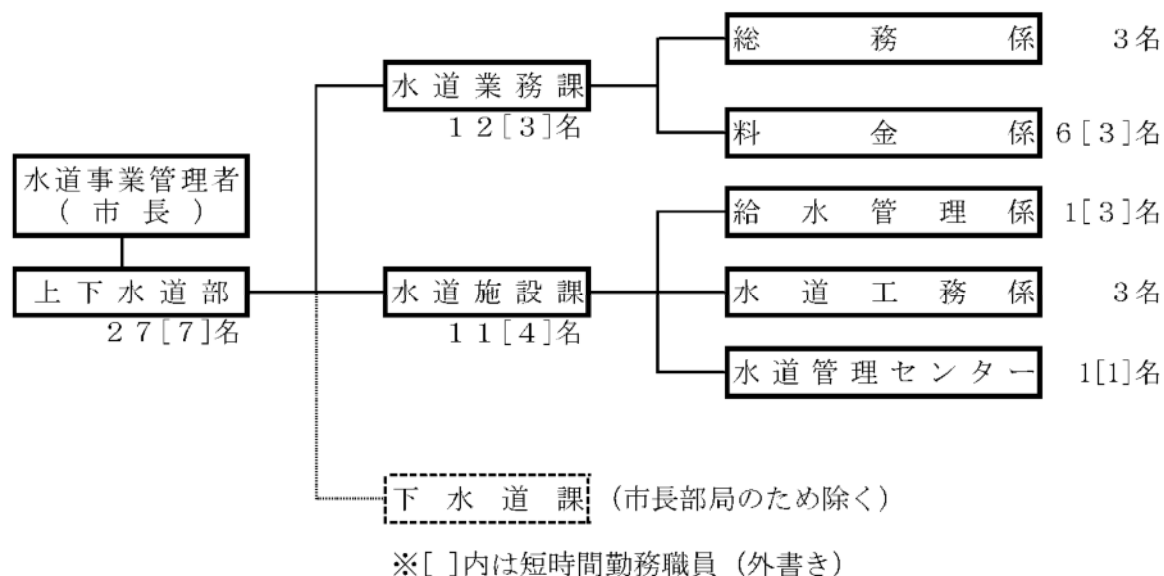


図4.1 新座市水道事業の組織図 (平成27年3月31日現在)

(出典：新座市上水道第6次施設整備事業計画・新座市水道事業ビジョン (前期計画))

水道事業管理者は市長がその職務を担っており、その管理者のもとに上下水道部が設置されている。上下水道部には下水道課も含まれているが、その権限を持つ長は市長となっている。

下水道事業を法適化するにあたり、地方公営企業法を全部適用する場合には、すでに法適化された水道事業と統合することが考えられる。複数の地方公営企業事業を一つの部局とすることで、管理者が一任でき、また総務、財務部局も複数事業分をまとめることができる。

これを踏まえたうえで、後述する第6章において法適用範囲について検討する。

第5章 対象事業の検討

1. 下水道事業において法適化の対象となる事業

地方公営企業法を適用する下水道事業は公共下水道、流域下水道のみならず、集落排水事業、浄化槽事業等、他の汚水処理施設もその対象に含まれる。下水道事業における法適対象となる事業を下記に記載する。

◆ 法適化の対象となる下水道事業

- 流域下水道
- 公共下水道
- 特定環境保全公共下水道
- 特定公共下水道
- 農業集落排水施設
- 漁業集落排水施設
- 林業集落排水施設
- 簡易排水施設（山村地域で3戸以上20戸未満）
- 小規模集合排水処理施設（小規模集落で10戸以上20戸未満）
- 特定地域生活排水処理施設
- 個別排水処理施設（合併浄化槽）

「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」では、「公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む）及び流域下水道のみならず、集落排水処理施設及び合併浄化槽についても、そのほとんどが公共下水道と併せて実施されていることから、できる限り対象事業に含めることが望ましい」としている。また、「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-」では、法適用対象事業の検討における要点をまとめており表5.1に示す。

表 5.1 法適用対象事業の検討における要点

事業法の区分	下水道施設の種類		検討における要点
下水道法の下水道	公共下水道(広義)	公共下水道(狭義)	法適用対象(雨水・汚水)
		特定公共下水道	法適用対象
		特定環境保全公共下水道	法適用対象(雨水・汚水)
	流域下水道		法適用対象
下水道法以外の下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設 ・漁業集落排水施設 ・林業集落排水施設 ・簡易排水施設 ・小規模集合排水処理施設 ・特定地域生活排水処理施設 ・個別排水処理施設 		<p>現行の管轄部局や会計区分に加え、事業の設置背景や特性を勘案し、判断することが必要である。</p> <p>例えば、使用料体系を公共と同等としている場合は、同じサービス水準であると考え、併せて法適化することが事業運営上、合理的であると判断することもできる。</p>

法適用の対象とする事業は、上記の要点に留意しつつ、事業団体の個別の事業特性や組織体制などを検討したうえで選定する必要がある。

2. 法適対象事業の選定

前述した法適の対象となる下水道事業のうち、本市における下水道事業は「流域関連下水道事業(特定環境保全公共下水道含む)」のみである。よって、法適の対象とする事業は「公共下水道事業(特定環境保全公共下水道含む)」とする。

第6章 法適用範囲の検討

1. 法適用の分類

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるのではなく、水道事業や電気事業等の法定7事業については法の全部の規定が適用され（全部適用）、また病院事業については財務規定等のみが当然に適用される（一部適用）。その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる（任意適用事業）。

下水道事業は任意適用事業に該当し、全部適用又は一部適用が選択できるため、自治体の実情に応じてその方針を選択することができる。なお、当面は一部適用を行い、後に全部適用に移行するような段階的な法適用も認められている。

2. 「全部適用」と「一部適用」の特徴

全部適用と一部適用の一般的な比較及び事務執行体制上の相違は以下のとおりである。

表 6.1 全部適用と一部適用の特徴

項目	全部適用	一部適用
定義	<p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆組織（第2章第7条～第16条） ◆財務（第3章第17条～第35条） ◆職員（第4章第36条～第5章第39条の3） 	<p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆財務（第3章第17条～第35条）
財務規定	<p>地方公営企業法の財務規定に準じて、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理等）の採用により経営内容が明確となる。</p>	<p>全部適用の場合と同様である。</p>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として管理者を設置する。 ◆企業管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調整・職員人事・契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最小限にとどめ、自らの判断と責任において事業体の運営ができ、企業としての独立性が確保できる。 ◆ただし、一部の権限（予算調製権、議案提出権、決算の審査、過料（罰の一種）を科す権限等）は長に留保される。 ◆企業の具体的な状況に応じて条例で定めることにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者の権限は長が行う。
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用を受ける。 ◆労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる、 ◆政治的行為の制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 ◆政治的行為の制限がある。
経営上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆財務規定の適用により経理内容が明確となる。 ◆組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる。

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

表 6.2 全部適用・一部適用の別による事務執行体制

項目	全部適用		一部適用	
	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に事務委任しない	会計管理者に事務委任する
事務体制	首 長	首 長	首 長	首 長
	管 理 者			
	企 業 出 納 員	企 業 出 納 員	企 業 出 納 員	出 納 員
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	企業出納員	会計管理者
予算調製	管理者が原案作成 首長が調製	首長が調製	首長が調製	首長が調製
決算調製	管理者が調製	首長が調製	首長が調製	会計管理者が調製

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

一般に、財政面からは、簡素で効率的な財務運営となる一部適用が、また、組織面からは、一つの企業体としての組織体制が構築される全部適用が優位と考えられる。

3. 他都市の事例

平成 26 年度末で法適用している事業体のうち、公共下水道での法適用範囲について図 6.1 に示している。69%の事業体で全部適用、31%の事業体で一部適用をしている。公共下水道事業については水道事業と統合している事業体が多く、水道事業の地方公営企業に精通した職員や既存のシステムの利活用といった特徴から、全部適用を選択した団体が多いものと判断される。

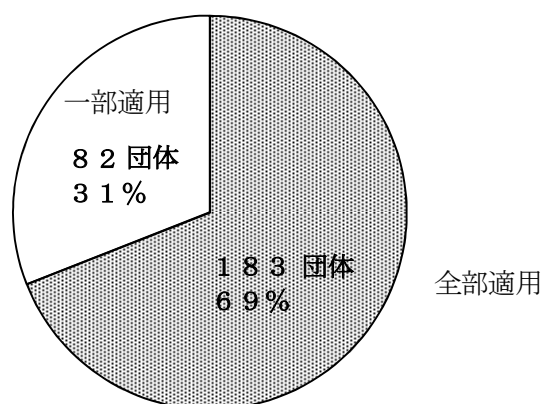


図 6.1 公共下水道事業における全部適用、一部適用の事業体割合

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

特定環境保全公共下水道では、法適用範囲について図 6.2 に示している。66%の事業体で全部適用、34%の事業体で一部適用をしている。概ね公共下水道と同じ結果となっている。

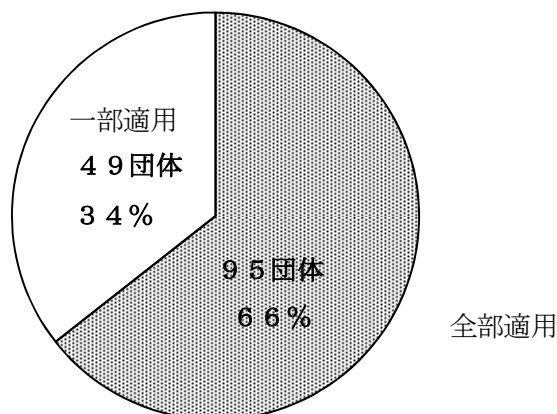


図 6.2 特定環境保全公共下水道事業における全部適用、一部適用の事業体割合

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

また、公共下水道事業における人口規模別の適用区分及び、全部適用における管理者の設置状況を表 6.3 に示している。適用区分については人口規模との関連性はないが、全部適用のうち管理者を設置している事業体は人口規模が大きいほど多い状況となっている。

表 6.3 公共下水道事業における人口規模別の適用区分及び管理者の設置状況

人口区分	全部適用 (うち管理者設置)	一部適用	一部適用の 割合
30 万人以上	39 (38)	20	33.9%
10 万人以上 30 万人未満	51 (32)	14	21.5%
5 万人以上 10 万人未満	42 (9)	20	32.3%
1 万人以上 5 万人未満	47 (0)	27	36.5%
1 万人未満	4 (0)	1	20.0%
合計	183 (79)	82	30.9%

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

特定環境保全公共下水道事業における人口規模別の適用区分及び、全部適用における管理者の設置状況を表 6.4 に示している。適用区分については人口規模との関連性はないが、全部適用のうち管理者を設置している事業体は公共下水道と同様に人口規模が大きいほど多い状況となっている。

表 6.4 特定環境保全公共下水道事業における人口規模別の適用区分及び管理者の設置状況

人口区分	全部適用 (うち管理者設置)	一部適用	一部適用の 割合
30 万人以上	22 (19)	12	35.3%
10 万人以上 30 万人未満	29 (18)	7	19.4%
5 万人以上 10 万人未満	20 (3)	11	35.5%
1 万人以上 5 万人未満	21 (0)	19	47.5%
1 万人未満	3 (0)	0	0.0%
合計	95 (40)	49	34.0%

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

公共下水道の事業の状況について、埼玉県内における法適用済みの都市（平成 26 年度末時点）と新座市の状況を以下に示す。

表 6.5 公共下水道事業における法適用団体との状況

項目	川越市	所沢市	狭山市	深谷市	戸田市	志木市	和光市
供用開始年度	昭和 39 年	昭和 43 年	昭和 50 年	昭和 49 年	昭和 48 年	昭和 56 年	昭和 56 年
法適用年度	平成 15 年	平成 25 年	平成 23 年	平成 18 年	平成 26 年	平成 26 年	平成 26 年
法適用区分	全部適用	全部適用	全部適用	全部適用	全部適用	全部適用	全部適用
管理者	設置あり	設置あり	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし
処理区域内人口	30 万人	32 万人	15 万人	8 万人	12 万人	7 万人	8 万人
処理区域面積	3,639ha	3,145ha	1,873ha	1,595ha	1,169ha	611ha	640ha
総事業費	1,262 億円	1,227 億円	950 億円	730 億円	464 億円	384 億円	205 億円
職員数	65 人	74 人	25 人	18 人	10 人	11 人	9 人
組織体制	上下水道局	上下水道部	上下水道部	環境水道部 下水道工務課	上下水道部	上下水道部	上下水道部

項目	上里町	さいたま市	加須市	春日部市	鴻巣市	富士見市	日高市	新座市
供用開始年度	平成 22 年	昭和 41 年	昭和 58 年	昭和 62 年	昭和 48 年	昭和 57 年	昭和 63 年	昭和 57 年
法適用年度	平成 26 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 25 年	平成 19 年	昭和 58 年	昭和 58 年	
法適用区分	全部適用	一部適用	一部適用	一部適用	一部適用	一部適用	一部適用	
管理者	設置なし	—	—	—	—	—	—	
処理区域内人口	4 千人	115 万人	5 万人	20 万人	9 万人	10 万人	3 万人	15 万人
処理区域面積	121ha	16,763ha	952ha	2,172ha	1,416ha	823ha	514ha	1,360ha
総事業費	50 億円	6,188 億円	530 億円	1,108 億円	556 億円	299 億円	252 億円	748 億円
職員数	4 人	148 人	15 人	15 人	10 人	10 人	11 人	13 人
組織体制	上下水道課	建設局 下水道部	上下水道部 下水道課	建設部 下水道課	建設部 下水道課	建設部 下水道課	上下水道部	上下水道部

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）、組織体制については各団体 HP

また、新座市と近隣3市の事業状況を以下に示す。

表 6.6 近隣3市の状況

項目	朝霞市	志木市	和光市	新座市
供用開始年度	昭和57年	昭和56年	昭和56年	昭和57年
法適用年度	—	平成26年	平成26年	—
法適用区分	—	全部適用	全部適用	—
管理者	—	設置なし	設置なし	—
処理区域内人口	13万人	7万人	8万人	15万人
処理区域面積	1,072ha	611ha	640ha	1,360ha
総事業費	296億円	384億円	205億円	748億円
職員数	12人	11人	9人	13人

出典：総務省 地方公営企業年鑑（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

一般的に、法適用前の一般行政組織体制を変更しないのであれば一部適用を選択することになり、組織を変更し独立した企業体とするのであれば全部適用を選択することになると考えられる。

4. 法適用範囲の比較

本市の公共下水道の法適用範囲の選択肢としては、大きく3つの方法が挙げられる。

- ① 一部適用
- ② 全部適用（下水道事業として独立した組織）
- ③ 全部適用（水道事業と統合）

以下において、それぞれの方法を採用した場合における法適用前の状況からの変更事項を整理する。

4-1 組織全般について

現在の新座市における下水道事業の組織体制は以下のとおりであり、上下水道部の中に管理者直轄の水道事業（法適事業）と、市長部局である下水道事業が并存している状況である。

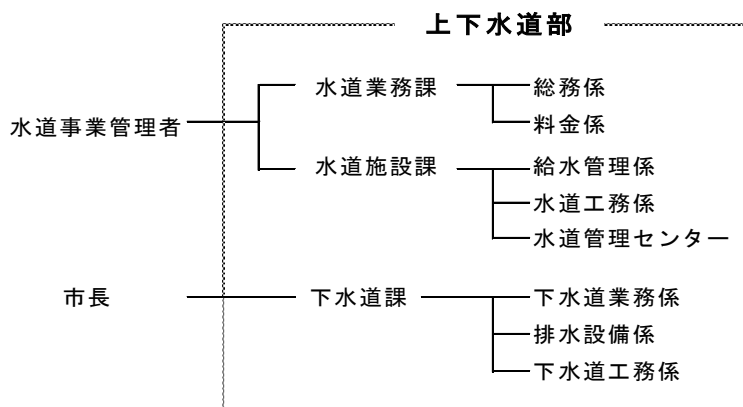


図 6.3 新座市の上下水道部の組織体制（現行）

以下において、管理者の設置、組織の概要、職員の身分の観点から検討する。なお、比較をわかり易くするため、全部適用で独立した組織を設置した場合、水道事業と統合した場合に一般的に考えられる組織体制のイメージ図を示す。（一部適用の場合は現行体制からの変更は不要。）

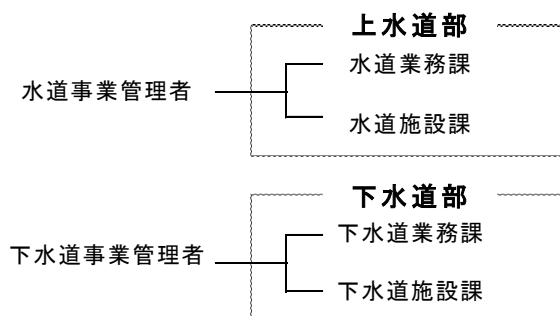


図 6.4 全部適用で下水道事業として独立組織を設置した場合の体制イメージ

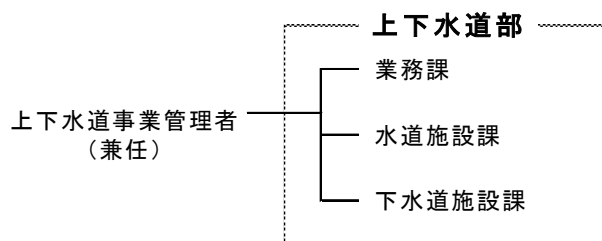


図 6.5 全部適用で水道事業と統合した場合の体制イメージ

一部適用においては地方公営企業法の組織に係る規程の適用はないため、組織体系を変更する必要は生じない。全部適用とした場合には、下水道事業として独立した場合も、水道事業と統合した場合も、組織体系の変更が必要となる。

以下において、管理者の設置、組織の概要、職員の身分について検討する。

表 6.7 法適用範囲による組織全般の変更内容

項目	検討事項	現行	一部適用	全部適用 (下水道事業として独立)	全部適用 (水道事業と統合)
	参考団体		さいたま市、加須市、春日部市、鴻巣市、富士見市、日高市	東京都、埼玉県	所沢市、川越市、狭山市、深谷市、戸田市、志木市、和光市、上里町
組織全般	管理者の設置	—	◆不要	◆管理者設置が必要 ※管理者を置かず、長が管理者の権限を行うことも可	◆管理者設置が必要 ※現行の水道事業管理者が兼任することも可
	組織の概要	上下水道部 下水道課	◆変更なし	◆管理者（もしくは管理者の権限を行う長）直結の組織を設置	◆上下水道部としての枠組みは変更不要であるが、全体が管理者の管理下における企業部局となる。部内に下水道事業の財務・契約・人事事務を行う人員を置く必要あり
	職員の身分	一般行政職員 (地方公務員法適用)	◆変更なし	◆企業職員となる (地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法適用) ※事務の一部を一般行政職員に委任する場合は、職員の併任が必要	◆企業職員となる (地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法適用)

● 組織全般の変更

財務規定の適用により公営企業会計の導入で享受できる点は一部適用も全部適用も同じである。全部適用では一部適用と比較して組織変更に必要な期間やコストが増加するものの、増員によるコストについては、水道事業との統合や職員の併任などにより、最低限に抑えることも可能である。

● 管理者の設置

管理者の設置について、全部適用を選択し管理者を設置した場合は、経営者としての一定の権限が与えられることで、一般的に機動的な経営が可能となる。管理者を設置する場合は新たな管理職としての人員増加が挙げられるが、水道事業と統合する場合は、現任の水道事業管理者が兼務することが可能であり、また独立組織であっても管理者を置かず長が管理者の権限を行うことができる。下水道事業としてどの程度の独立性・機動性を持たせるかによって管理者設置の要否を検討する必要がある。なお、一部適用であれば現行の指揮命令系統から変更はなく人員の増加も不要であるが、下水道事業としての機動性や独立性では劣る可能性がある。

● 組織の概要

組織の概要については、一部適用であれば現行の組織体制を保持し、最小限の変更で移行することが可能である。一方、全部適用であって下水道事業として独立の組織を新たに設置する場合には、管理者（もしくは管理者の権限を行う長）直轄の組織を編成し、原則として今まで一般行政職員が実施していた出納や人事給与などの業務を行う部署を、その組織内に設置する必要がある。これらの業務は現行通り、一般行政職員に委任することも可能であるが、その場合、下水道事業の業務を委任された職員は企業職員との併任となる。全部適用であって水道事業と統合する場合には、現行の水道事業の組織を再編し、下水道事業を担当する部署を新たに加えることとなる。

● 職員の身分

職員の身分については、一部適用であれば現行からの変更はない。全部適用とする場合は、身分が一般行政職員から企業職員へ変わることとなり、法的身分や人事制度について変更が必要となることから、在籍職員からの反発の可能性はある。

4-2 法適後の事務手続きについて

法適用に伴い、固定資産の管理、企業会計方式による財務諸表の作成等の業務が発生するため、事務が増加する。また、既存の財務・契約・人事等の事務についても法適前と異なる取扱となる項目がある。

● 財務の変更

表 6.8 法適用範囲による財務の変更内容

項目	検討事項	現行	一部適用	全部適用 (下水道事業 として独立)	全部適用 (水道事業と統合)
	参考団体		さいたま市、加須市、春日部市、鴻巣市、富士見市、日高市	東京都、埼玉県	所沢市、川越市、狭山市、深谷市、戸田市、志木市、和光市、上里町
財務	出納及び会計事務	会計管理者 (出納室)	◆企業出納員を設置 (下水道課職員) ※条例により会計管理者に委任することも可 ※出納事務を会計管理者に行わせる場合は事務費用の負担は按分する	◆企業出納員を設置 ※現行の一般行政職員が企業職員を併任して兼務することも可 ※一般行政職員が兼務する場合、事務費用の負担は按分する	◆企業出納員を設置 ※現行の水道事業出納員が兼任することも可
	予算調製	歳入歳出予算 (要求) 下水道課 (調製) 市長 (財政課)	◆企業会計予算 (要求) 下水道課 (調製) 市長 (財政課)	◆企業会計予算 (要求) 下水道部下水道業務課 (調製) 企業管理者もしくは管理者の権限を行う長	◆企業会計予算 (要求) 上下水道部業務課 (調製) 企業管理者
	決算調製	歳入歳出決算 (作業) 出納室 (調製) 会計管理者	◆企業会計決算 (作業) 下水道課 ※委任した場合は出納室 (調製) 市長 ※委任した場合は会計管理者	◆企業会計決算 (作業) 下水道部下水道業務課 (調製) 企業管理者もしくは管理者の権限を行う長	◆企業会計決算 (作業) 上下水道部業務課 (調製) 企業管理者

出納およびその他の会計事務については、財務規定の適用による企業出納員の設置が必要である点では一部適用と全部適用で同じである。なお、一部適用では当該事務を従前どおり会計管理者に行わせることも可能であるが、事務費について一般会計との負担按分が必要となる。

全部適用で独立組織とする場合は、新たに下水道事業の企業出納員を任命する必要があるが、会計管理者ではない一般行政職員に併任させることも可能である。また、水道事業と統合する場合は、上下水道部業務課にて水道事業と下水道事業の出納事務を取りまとめることが想定される。

予算・決算の調製においては、法適用範囲に関わらず、新たな会計方式へ移行することに伴い企業職員が会計方式を習得する、もしくは企業会計の知見のある職員を新たに配置する

必要がある。なお、一部適用の場合は条例により、決算に関してのみ会計管理者に事務を行わせることができるが、その場合は会計管理者で一般会計の歳入歳出決算と、下水道事業についての企業会計決算の両方を実施することになる。

この点、全部適用でかつ水道事業と統合をする場合は、すでに先行して公営企業会計を導入している水道事業等と同じ部署で事務を行うことにより、別々の部署で事務処理を行うよりも効率的に業務を実施できる可能性がある。

● 契約事務等の変更

表 6.9 法適用範囲による契約事務等の変更内容

項目	検討事項	現行	一部適用	全部適用 (下水道事業として独立)	全部適用 (水道事業と統合)
	参考団体		さいたま市、加須市、春日部市、鴻巣市、富士見市、日高市	東京都、埼玉県	所沢市、川崎市、狭山市、深谷市、戸田市、志木市、和光市、上里町
契約事務等	入札・業者選定事務	管財契約課	◆下水道事業の職員が担当 ※現行の管財契約課の職員に委任することも可 ※管財契約課の職員に委任する場合、事務費用の負担は按分する	◆下水道事業の企業職員が担当 ※現行の管財契約課の職員が企業職員を併任して兼務することも可 ※管財契約課の職員が兼務する場合、事務費用の負担は按分する	◆上下水道部業務課が担当
	契約事務	同上	◆同上	◆同上	◆上下水道部業務課が担当
	納品検査	検査室	◆同上	◆同上	◆上下水道部下水道施設課が担当

契約事務等は企業管理者の担任する業務の一つであり、法適後は下水道事業の職員が執行する必要がある。ただし、事務負担分の費用を按分することにより、現行の担当部署である管財契約課等に事務委任することも可能である。この時、全部適用の場合は、委任された一般行政職員は企業職員を併任することとなる。また、全部適用で水道事業と統合する場合には、水道事業の契約事務を担当する企業職員が、下水道事業の契約事務を兼務することで、事務処理の効率化が図れるものと想定される。

● 人事の変更

表 6.10 法適用範囲による人事の変更内容

項目	検討事項	現行	一部適用	全部適用 (下水道事業 として独立)	全部適用 (水道事業と統合)
	参考団体		さいたま市、 加須市、春日部市、 鴻巣市、富士見市、 日高市	東京都、埼玉県	所沢市、川越市、 狭山市、深谷市、 戸田市、志木市、 和光市、上里町
人事	職員の任免、給与、勤務条件、懲戒、研修その他の身分取扱に関する事項の決定	市長	◆変更なし	◆企業管理者もしくは管理者の権限を行う長	◆企業管理者
	人事給与関連業務の実施部署	人事課	◆変更なし ※ただし、事務費用の負担分は按分する	◆下水道事業の人事を担当する企業職員を配置 ※現行の一般行政職員が企業職員を併任して兼務することも可 ※一般行政職員が兼務する場合、事務費用の負担は按分する	◆上下水道部業務課が担当 ※ただし、事務費用の負担分は按分する

人事に関する権限は、全部適用の場合は管理者に一定の権限があり、特に水道事業に統合する場合は水道及び下水道事業全体としての人事を管理者が掌握でき、経営の機動性向上に資すると考えられる。

人事給与関連業務については、一部適用では従前と同様に人事課にて引き続き実施することが一般的と考えられる。ただし、法適化後に必要となる人事給与関連業務として、一般会計では実施されない賞与引当金および退職給付引当金の計算があり、当該計算事務の担当を既存の給与計算担当課とするのか、情報を取り寄せて公営企業で計算するのかの協議を行い、事務担当を決定しておく必要がある。

全部適用で独立組織とした場合は人事を担当する企業職員を下水道事業に配置することとなるが、従来どおり人事課で併任を行うことも可能である。これにより、経験のある一般行政職員が事務を行うことで作業の効率化が期待される。ただし、下水道事業の適切な損益計算のために、当該一般行政職員の人件費については一般会計と企業会計で按分計算すべきであることに留意が必要である。

水道事業に統合する場合は上下水道部業務課で水道事業、下水道事業をとりまとめて実施することが想定される。この場合においても、水道事業と下水道事業の会計の総務・財務事務を兼任する職員については、人件費を按分して各企業会計に計上する必要がある。

4-3 法適用範囲の方針

法適用範囲およびその方法による主な特徴をまとめたものが表6.11である。

法適用の範囲については、他にも会計および各種システムの導入（第9章で検討）や、条例・規則の変更および関係部局との調整事項（第8章で検討）にも影響を及ぼすことから、十分に検討を行い、今後方針を決定することとする。

表 6.11 法適用範囲による特徴

項目	一部適用	全部適用 (下水道事業として独立)	全部適用 (水道事業と統合)
長所	<ul style="list-style-type: none"> ◆全部適用と比較して、現行の組織体制を活かし最小限の増員で地方公営企業法の適用が可能である。 ◆財務規定のみの適用であっても、会計方式が公営企業会計となるため、安定した下水道事業経営の持続を行うための取り組みが可能となる。 ◆全部適用と比較して、組織体制にかかる期間は短く、移行に係る経費は小さくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会の関与を最小限にとどめ、下水道事業管理者の判断と責任において機動的な経営が可能となる。 ◆公営企業会計の採用により、経営情報を的確に把握でき、安定した下水道事業経営の持続を行うための取り組みが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆左記の特徴に加え、会計事務等を水道事業と一体化する場合は、独立組織での運営と比較して事務の効率化及び人件費の抑制が期待される。 ◆既に公営企業会計を導入している事業があり、職員のノウハウやツールの活用が期待される。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ◆財務適用のみの適用であり、下水道事業運営の際の企業としての機動性や独立性の点では全部適用に劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆独立した組織となり、一般行政職員の身分が変わることとなる。 ◆一部適用に比べて関連部署との調整事項が多いため、移行期間が長く、移行に係る経費が大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般行政職員の身分および人事制度については変更が必要となる。 ◆水道事業との調整が必要となり、水道事業における事務負担が増加する恐れがある。

4-4 法適用範囲

以上のことを総合的に判断し、新座市においては事業の経営状況の把握や明確化は公営企業会計の適用で目的は達せられると考えており、全部適用による事務量の増加などを考慮すると、全部適用による優位性は見出せず、かえって事務等が煩雑化する恐れがある。

また、汚水未整備地区への対応や浸水対策事業（雨水整備）等防災の観点からも市としての方針を反映させる必要があることから、行政の一部の組織のままとする財務適用の方がより適していると考え、「一部適用（財務適用）」を選択する。

第7章 既存資料の状況の把握

1. 固定資産について

地方公営企業法では、計理の方法について「地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。（法第20条第2項）」としている。

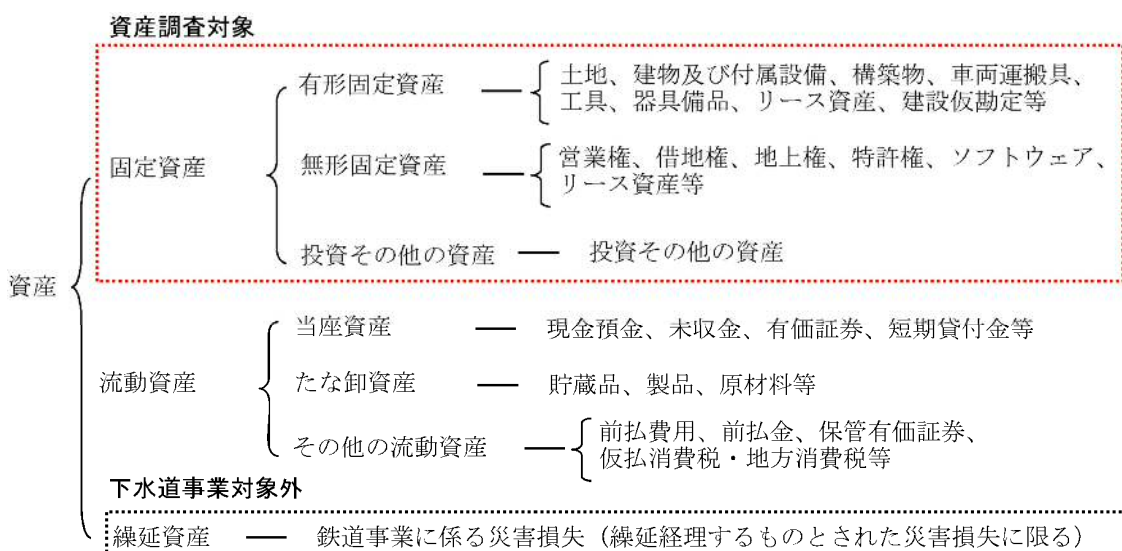
①貸借対照表の確立 ⇒ 保有資産の経済的価値を明らかにする

②損益計算書の確立（料金原価計算） ⇒ 投資資金の期間配分額を明らかにする

このように、法適化する公営企業や既に法適化している地方公営企業は、必ず資産を一定の基準に沿って整理し、その価値を明確にしなければならない。従って、今までに投下されてきた資金が、有形・無形の資産としてどのような価値を持つ状態で存在し、運用されているのか、また、それに関連して将来どのような費用が生ずるのかを明らかにする必要がある、そのために資産調査を実施する。

1-1 資産の分類

資産は大きく「固定資産」、「流動資産」及び「繰延資産」の3つに分類される（地方公営企業法施行令第14条）。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」としている（ワン・イヤールール）。資産分類を、図7.1に示す。



※繰延資産として計上が認められるものは、鉄道事業に係る災害（鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に限り。）による損失のみとなっている。

図7.1 資産の分類

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

これら資産のうち、資産調査の対象となるものは、具体の有形固定資産、法律上の権利等を示す無形固定資産及び投資その他の資産に分類される「固定資産」である。

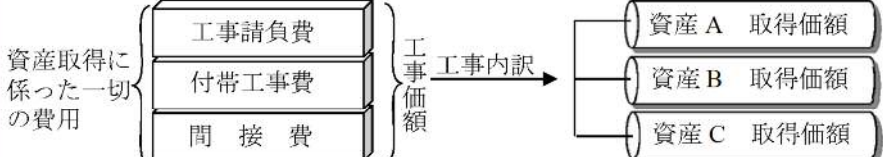
1-2 固定資産

(1) 有形固定資産

1) 取得の形態

有形固定資産は、土地、建物、機械装置等いわゆる固定的な有体物で、取得の形態としては、その大部分を占める購入・製作のほかに交換・受贈等がある。これらは、取得の形態によって取得価額の計算方法が異なる。

表 7.1 取得の形態と取得価額の考え方

取得の形態	取得価額の考え方
購入及び製作	<p>取得価額は、当該購入及び製作に直接要した価額及び付帯費である。自己による建設、製作、製造等による場合は、当該建設、製作、製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の総計を取得価額とする。 (則第8条1項)</p> 
交換	<p>自己所有の資産を譲渡し、その代償として固定資産を取得することが交換である。原則として交換直前の当該資産の帳簿価額に交換差金を加減したものを交換によって取得した資産の価額とする。</p>
受贈 (無償譲受)	<p>住宅地区等の開発行為など民間等によって整備されたものを無償で地方公共団体が譲り受けるものなどが相当する。また、下水道事業において排水管のうち個人の所有に属しているものを以後の維持管理等のため無償で譲り受ける例などが多い。 譲受けの資産の取得価額が明らかな場合や資料等により容易に推定できる時は、これらを取得価額とする。 これ以外の場合については、公正な評価額によることとする。 (則第8条2項)</p>
割賦購入	<p>契約と同時に所有権の移転が行われるときは問題がないが、割賦金の完済時に所有権の移転をする契約の場合には、契約と同時に当該資産が引き渡され、事業の用に供されることにより、減価償却並びに維持管理を必要とするので、会計事実と法律的手続とは異なるが、会計処理上は資産として計上することが必要となる。</p>

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

下水道事業においては、有形固定資産の取得形態のほとんどが建設工事（上表の購入及

び製作に相当) となる。

2) 改良費 (資本的支出) と修繕費 (収益的支出)

公営企業会計原則においては、資本取引と損益取引の明確な区分を行うこととされており、企業が支出を行った場合には、経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのもの (収益的収支) と支出の効果が長期間にわたるもの (資本的収支) とを明確に区分する必要がある。

収益的支出はその年度の「費用 (費用勘定)」として、資本的支出は主として「資産の取得」として取り扱うことが基本となるが、これらの区分については実態に即した判断が必要である。

表 7.2 改良費と修繕費

改良費 (資本的支出)	修繕費 (収益的支出)
<p>【改良】 固定資産の能率を積極的に高めるもの、あるいは当該資産の耐用年数を延長させるもの。</p>	<p>【修繕】 固定資産に対しては、一般に所定の耐用年数の期間中の活動に耐えさせ、かつそのもっている能率を十分に発揮させるために行われるもの。</p>
<p>【取替】 設備のうち、破損などした部分の一単位を削除して新しいものと交換すること。</p>	
<p>【増設】 資産を新たに取得すること。</p>	

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

処理施設等においては設備の更新や修理が頻繁に起こるが、その工事費が何によって行われたか (維持管理費か建設改良費) を十分に認識して資産取得額へ反映させる必要がある (維持管理費の場合は、取得額への反映はなし)。

修繕費 (収益的支出) と改良費 (資本的支出) との支出区分の適正な会計処理について必要な事項を定めるものとして修繕費支弁基準を策定する方法もある。

なお、法人税法基本通達 7-8-1 及び 7-8-2 による資本的支出及び修繕費について以下のように解説されている。

<p>(資本的支出の例示) 法人税法基本通達 7-8-1 抜粋 7-8-1 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。(昭55年直法2-8「二十六」により追加)</p> <p>(1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額</p> <p>(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。</p>
--

(修繕費に含まれる費用) 法人税法基本通達 7-8-2 抜粋

7-8-2 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。(昭55年直法2-8「二十六」、平7年課法2-7「五」により改正)

- (1) 建物の移えい又は解体移築をした場合(移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。)におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。
- (2) 機械装置の移設(7-3-12《集中生産を行う等のための機械装置の移設費》の本文の適用のある移設を除く。)に要した費用(解体費を含む。)の額。
- (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。
 - イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合
 - ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合
 - ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合
- (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。
- (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

3) 除却

固定資産は、物理的減耗、事故、陳腐化等により使用不能又は不経済、不適當となった場合、その用途が廃止される。通常、用途廃止となった資産を現実に取り除くことを除却という。

地方公営企業法施行規則第9条に、「固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは破棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。」と規定されているように、除却がなされた場合には、更新を伴うものであると否とにかかわらず、その帳簿価額から除かなければならない。

(2) 無形固定資産

無形固定資産とは、営業活動の基礎となるような、財産的価値のある法律上又は事実上の権利をいう。

具体的には、営業権、借地権、地上権、特許権、ソフトウェア、リース資産等がこれに相当する。ただし、これらは有償で取得されたものに限って資産計上される。

(3) 投資その他の資産

一般的に、投資その他の資産は、利殖を目的とするものと、他事業の支配及び他事業との緊密な取引関係の維持等を目的として、他事業に対して資金を投下するものをいう。

投資はその性質上、随時現金化され得ることを前提とした短期投資と資金が固定化する長期投資とに分類され、短期投資は流動資産として、長期投資は固定資産として計上されることとなる。

下水道事業における投資は概ね表 7.4 のとおりとなっている。

表 7.4 主な投資

投 資	内 容
長期貸付金	貸付金で返済日が貸借対照表日から起算して1年以上のものを言う。一般貸付金、他会計貸付金、職員貸付金等。
基 金	基金設置条例に基づき、積立金等に対応して特定預金等資金の状態では保有する資産。
その他	上記の他に、長期前払消費税、貸倒引当金、その他投資減価償却累計額がある。

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

1-3 下水道事業における固定資産

次に、具体的に下水道事業を対象とした場合の固定資産についてまとめる。

下水道事業のように、法の適用が任意となっている企業の資産については、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」（平成24年10月19日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）によって、同通知に定める勘定科目表に準じて区分することとされている。固定資産勘定科目による区分表の例を表7.5に示す。

表 7.5 固定資産の区分表の例

区 分		説 明
有形固定資産	土地	事務所、施設用等のための用地等
	事務所用地	庁舎等専ら事務所のために用いる用地
	施設用地	管路、中継ポンプ場、処理場用地等施設のために用いる用地
	その他用地	倉庫等上記以外の用地
	建物	事務所、施設用等の建物であり、建物に付属する電気、冷暖房、換気等の設備を含む
	事務所用建物	庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
	施設用建物	ポンプ場、処理場等の施設用建物
	その他建物	倉庫等上記以外の用に供されている建物
	構築物	下水管路等土地に定着する土木施設及び工作物
	管路施設	排水用の管路、人孔、ます等の施設
	ポンプ場施設	下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
	処理場施設	下水処理のための施設
	その他構築物	上記以外の構築物
	機械及び装置	下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置
	電気設備	下水設備の受配電設備、変圧器設備等
	ポンプ設備	ポンプ設備等
	処理機械設備	下水の処理に要する設備等
	その他機械装置	上記以外の機械及び装置
	車両運搬具	自動車、車両及びその他陸上運搬具
	工具、器具及び備品	機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のもの
リース資産	リース契約の内容によってリース資産計上対象となったもの	
建設仮勘定	資産の取得を行ったが、未完成等により当該資産が供用されない場合など	
その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産	

注) 有形固定資産とは、営業の用に供する目的をもって所有する資産で、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具、器具及び備品等をいう。

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

第7章 既存資料の状況の把握

区 分		説 明
無形固定資産	営業権	企業信用などにより超過収益力をもたらす権利
	借地権	借地借家法に規定する権利
	地上権	民法第 265 条に規定する権利
	特許権	特許法第 66 条に規定する権利
	ソフトウェア	その利用により将来の収益獲得等が確実であると認められるソフトウェアなど
	リース資産	無形固定資産に属するリース資産
	施設利用権	電気供給施設利用権、ガス供給施設利用権等
	流域下水道施設利用権	流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
投資その他資産	水洗便所改造資金等貸付金	水洗便所改造及び宅地内排水設備工事費に対する長期貸付金
	出資金	外郭団体その他に出資した資金等
	基金	基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
	その他資産	上記以外の投資

注) 無形固定資産とは、有償で取得した借地権及び地上権等をいい、有償で取得したものに限る。
投資とは、長期的な投資に該当するもの等をいう。

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015 年版」

2. 既存資料の把握

2-1 既存資料の状況

地方公営企業法の適用にあたり、固定資産台帳等の整備を行うため、資産情報を整理する必要がある。

法適化にあたり把握すべき既存資料について調査を行った結果、表 7.6 に示すように必要資料の保存状態が電子化されたものと紙ベースのものが混在していることが確認できた。

表 7.6 法適化にあたり把握すべき既存資料

	必要資料	備考	保存状態 【紙・電子化（形式）】
決算関係	1 決算書 (事業開始～H27 年度)	明細書、調書等の付属書も必要	S43～H25：紙ベース H26～：紙・電子化
	2 予算書 (H28 年度)	〃	紙
	3 消費税等申告関連資料	決算書(税込)の税抜処理に使用	H2～H27：紙
	4 決算統計資料	参考資料	S61～H27：紙
工事関係	5 工事台帳	資産の把握(契約額、国庫補助金額等の整理)	S43～H5：紙(工事のみ電子化) H6～H27：エクセル
	6 設計図書	資産の明細(耐用年数等の明細分類)	無
資産関係	7 下水道台帳	資産状況の確認	紙、T I F F 集計結果はエクセル
	8 設備台帳	資産状況の確認	無(マンホールポンプ)
	9 完成図書	〃	無
	10 備品台帳	資産の把握(取得金額、耐用年数等の整理)	車両：エクセル 備品：紙
	11 土地台帳	土地の取得額の把握	紙・エクセル
	12 受贈資産関連資料	無償譲渡された資産の把握	
	13 無形固定資産関連資料	水利権、借用権、ソフトウェア等有償で取得した資産	無
	14 補助金関連資料	工事ごとの補助金額の把握	不明
計画関連	15 全体計画書・計画説明書	事業内容の把握	収集済み
	16 事業計画書・計画説明書	〃	収集済み

2-2 工事台帳および設備台帳

入手した工事台帳には、昭和43年(1968年)からの工事、委託、支給材購入などの情報が記録されており、表7.7に示す件数となっている。

表7.7 工事台帳の記録されている件数

和暦	西暦	工事台帳①			工事台帳②	備考
		汚水	雨水	計		
S43	1968	0	2	2	-	
S44	1969	0	3	3	-	
S45	1970	0	62	62	-	
S46	1971	0	28	28	-	
S47	1972	0	4	4	-	
S48	1973	0	72	72	-	
S49	1974	3	41	44	-	
S50	1975	0	36	36	-	
S51	1976	0	62	62	-	
S52	1977	9	71	80	-	
S53	1978	12	66	78	-	
S54	1979	56	53	109	-	
S55	1980	40	40	80	-	
S56	1981	64	39	103	-	
S57	1982	75	23	98	-	
S58	1983	102	34	136	-	
S59	1984	48	17	65	-	
S60	1985	44	2	46	-	
S61	1986	43	13	56	-	
S62	1987	40	14	54	-	
S63	1988	81	23	104	-	
H1	1989	48	21	69	-	
H2	1990	79	27	106	-	
H3	1991	45	17	62	-	
H4	1992	90	13	103	-	
H5	1993	109	6	115	-	
H6	1994	85	11	96	478	
H7	1995	95	7	102	1,280	
H8	1996	62	4	66	4,112	
H9	1997	30	7	37	269	
H10	1998	29	47	76	213	
H11	1999	5	34	39	282	
H12	2000	33	17	50	273	
H13	2001	29	26	55	225	
H14	2002	21	30	51	239	
H15	2003	29	16	45	247	
H16	2004	17	39	56	127	
H17	2005	13	6	19	312	
H18	2006	5	3	8	281	
H19	2007	7	8	15	330	
H20	2008	1	18	19	366	
H21	2009	3	5	8	204	
H22	2010	12	23	35	215	
H23	2011	23	13	36	221	
H24	2012	19	3	22	242	
H25	2013	19	8	27	195	
H26	2014	-	-	0	213	
H27	2015	-	-	0	200	
H28	2016	-	-	0		
合計		1,525	1,047	2,572	10,524	

※工事台帳①:紙ベースの工事台帳から工事に関する件数を集計

※工事台帳②:工事・委託・修繕等のエクセルで工事台帳として作成しているデータから件数を集計

これらの工事台帳①と工事台帳②については、次年度から始まる調査で整理することとする。次年度の資産整理では決算書および工事関連資料を整理し、突合せを行うため、まず年度別工事一覧および建設支出・財源の総括表を作成する必要がある。

建設支出・財源の総括表は、決算明細書から建設支出およびその財源となる部分を抽出し、消費税申告資料から税抜処理を行って作成する。作成に必要となる主な資料とその保存状態は以下の通りである。

【建設支出・財源の総括表作成に主に必要となる資料】

- ・決算書：建設当初年度から現在まで、全て残存していることを確認済み。
- ・決算明細書：要確認
- ・消費税申告資料：消費税導入当初から現在まで、全て残存していることを確認済み。

第7章 既存資料の状況の把握

表 7.8 建設支出・財源の総括表の作成例

建設財源 合計	31,131,664	692,879,052	853,122,292	1,711,888,894	1,643,525,346
建設支出 合計	31,131,664	692,879,052	853,122,292	1,711,888,894	1,643,525,346
差額	0	0	0	0	0

圧縮(建設)財源				供用開始				
款	項	目 / 節	圧縮	H4	H5	H6	H7	H8
国庫支出金	国庫補助金	下水道事業費補助金						
		下水道事業補助金	可	9,790,901	219,485,000	268,536,062	722,459,652	527,175,749
繰入金	繰入金	他会計繰入金						
		一般会計繰入金	可	12,540,763	94,494,052	106,586,230	149,578,790	245,262,189
起債	起債	下水道債						
		下水道事業債	不可	8,800,000	378,900,000	478,000,000	839,700,000	752,700,000
分担金及び負担金	負担金	公共下水道事業負担金						
		公共下水道事業負担金	可				150,452	118,387,408
	分担金	公共下水道分担金						
		下水道事業分担金	可					

建設支出(税抜き)				○:課税, △:不課税, ×:非課税				
款	項	目 / 節	税区分	H4	H5	H6	H7	H8
下水道事業費	総務費	一般管理費						
		報酬	△					
		給料	△	3,318,600				
		職員手当等	△	1,901,897				
		共済費	×	512,384				
		賞金	△					
		報償費	△					
		旅費	○	522,703	644,078	412,951	230,155	
		需用費	○	504,796	895,512	597,593	248,286	
		役務費	○	147,628	116,497	77,783	70,932	
		委託料	○	430,000	1,265,150		101,068	
		使用料及び賃借料	○	57,741	94,694	85,055		
		工事請負費	○		20,040,000	2,680,000	8,730,000	
		公有財産購入費	×					
		備品購入費	○					
		負担金補助及び交付金	△	563,700	662,960	3,266,900	581,660	
		補償・補填及び賠償金	△					
		公課費	△	8,800	8,800	8,800	8,800	
		下水道建設費	公共下水道建設費	給料	△	1,613,400	10,817,400	15,466,500
職員手当等	△			1,359,231	8,253,218	11,492,079	13,157,271	12,709,982
共済費	×			250,479	1,681,159	2,448,124	3,311,124	3,511,165
賞金	△				1,176,000	1,998,500	2,918,590	5,117,665
旅費	○					43,883	68,058	58,544
需用費	○			51,897	638,148	487,825	277,851	200,835
役務費	○			1,408	94,515	48,964	699	8,495
委託料	○			19,530,000	127,559,709	241,691,680	910,739,134	895,608,641
使用料及び賃借料	○				342,157	2,476,001	2,345,656	1,012,032
工事請負費	○				478,500,971	446,420,553	612,616,505	572,002,592
公有財産購入費	×					110,114,000	117,892,000	113,265,000
備品購入費	○			357,000	2,093,762	85,000		
負担金補助及び交付金	△							2,000,000
補償・補填及び賠償金	△				37,937,622	13,220,101	19,067,985	17,606,995
公課費	△		56,700					

出典：日本下水道協会「下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版」

また、年度別工事一覧は既存の工事台帳を基に、各工事の名称、内容、場所、請負金額、間接費、補助金等の情報を一覧表として取りまとめたものである。年度別工事一覧表の作成に必要な資料とその保存状態は以下の通りである。